

24 日 獣 発 第 97 号
平成 24 年 7 月 2 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 山 根 義 久
(公印及び契印の押印は省略)

獣医師法第8条第2項に該当する獣医師の処分について

今般、平成24年6月19日付け24消安第704号(別紙)をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長から獣医師に対する行政処分がなされた旨と、併せて獣医師が社会的信頼に十分応えられるよう獣医師倫理の指導に協力されたい旨、また、獣医師法、獣医療法、薬事法及びその他関係法令違反等の事実が発生した場合には、当該獣医師自らが農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課担当者又は都道府県畜産主務部局に報告されたい旨、さらに、獣医師法上の行政処分の対象となり得る者の情報を本会会員が把握した場合は、その旨を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課担当者又は都道府県畜産主務部局に情報提供されたい旨、通知がありました。

本件については、これまで獣医師に対する行政処分等各般の不祥事発生時等、再三に渡り貴会会員獣医師に対する指導の徹底をお願いしているところでありますが、改めて日本獣医師会獣医師倫理綱領(獣医師の誓い—95年宣言)の精神に立ち返り、高度専門職業人としての職業倫理意識を常に発揮するよう、貴会関係獣医師に対し獣医師職業倫理の指導・普及に努められますようお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 笹川

TEL 03-3475-1601

獣医師法第8条第2項の規定に基づく「獣医師の業務停止処分」について

農林水産大臣は平成 24 年 6 月 14 日付で、獣医師 1 名に対し、獣医師法に基づく業務停止の処分を行いました。

行政処分内容等

農林水産大臣は平成 24 年 6 月 14 日付で、獣医師 1 名に対し、獣医師法に基づく業務停止の処分を行いました。

処分対象獣医師：沓澤 亮治（44 歳：東京都在住）

- ・ 行政処分内容：業務停止 2 年
- ・ 事件の概要：高度管理医療機器等の販売業の許可を受けず、業として 3 回にわたり、高度管理医療機器である針付注射筒を販売した。
- ・ 司法処分内容：懲役 2 年（執行猶予 3 年）/薬事法第 39 条第 1 項に違反

お問い合わせ先

消費・安全局畜水産安全管理課
担当者：獣医事班 萩窪，宮舘
代表：03-3502-8111（内線 4530）
ダイヤルイン：03-3501-4094
FAX：03-3501-2685

当資料のホームページ掲載 URL
<http://www.maff.go.jp/j/press/>